

## 労働保険事務組合について

労働保険には、保険料の申告納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き（労働者の入社、退社の時の届出等）があり、事業主には、それがわずらわしく負担となっている場合があります。そこで事業主が行うべき労働保険事務を労働保険事務組合が事業主に代わって、労働保険料の納付や、労働保険の各種届出等を行うことができるのが、「労働保険事務組合制度」です。

## 事務委託された事業主のメリット

- ①通常は加入できない事業主や家族従事者も労災保険に特別加入できます。
- ②金額にかかわらず労働保険料を年間3回に分納できます。
- ③事業主にとってわずらわしく負担となっている事務処理が軽減されます。

## 事務委託手数料

年額：概算保険料の10%＋消費税

最低額：5,000円＋消費税

上限額：100,000円＋消費税

## 事務組合に委託できる事業主

1. 金融業、保険業、不動産業、小売業：その使用する労働者数が常時50人以下の事業主。
  2. 卸売業、サービス業（一部を除く）：その使用する労働者数が常時100人以下の事業主。
  3. 上記1、2以外の業種：その使用する労働者数が常時300人以下の事業主。
- 上記1～3かつ、八千代商工会議所の会員事業主様

## 委託の範囲

### ■委託できるもの

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね以下のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務からのぞかれています。

## お問い合わせ

業務推進室 TEL：047-483-1771